

羽島商工会議所

会員企業従業者表彰 対象者募集のご案内

今年度の従業者表彰対象者を下記により募集いたしますので、推薦頂きますようお願い申し上げます。

記

《表彰推薦》 裏面の要綱に基づき別紙の推薦書に記入の上、FAX、郵送等で商工会議所までお申込み下さい

《表彰区分》 勤続10年表彰、 勤続20年表彰、 勤続30年表彰、
勤続40年表彰、 勤続50年表彰、 勤続60年表彰、
特別表彰

《負担金》 なし

《推薦期限》 令和6年10月10日（木）

《推薦書の記入要領》

- (1) 推薦書は楷書ではっきりとご記入下さい。
- (2) 2名以上推薦される場合は、コピーしてご使用下さい。
- (3) 勤続年数の基準日は、令和6年9月30日です。
(裏面の要綱第8条参照)

《賞状受渡し》 商工会議所で賞状を作成し、記念品とともに各企業へお届けします（12月中旬の予定）ので、対象者には各企業から授与して下さい。

《後援》 羽島市（予定）

* ご不明の点は羽島商工会議所までお問合せ下さい。

TEL 392-9664 FAX 392-6708



羽島商工会議所会員企業従業者表彰実施要綱（抜粋）

（目 的）

第1条 本商工会議所は、商工業の振興を期するため、勤務成績が特に優良と認められる従業員並びに業務上特に功労・功績のあった従業員を表彰する。

（表彰の範囲）

第4条 表彰を受けることができる従業員は、次の各号に該当する者とする。ただし、家族従業員は除く。

（1）特に功労・功績のあった者。

（ア）職務に精励し、企業の振興発展に功労・功績のあった者。

（イ）有益な発明考案をなし又は技術の改良、品質の改善向上に努め、産業の振興に功績のあった者。

（ウ）産業災害に際し適切な処理により、生命、財産、施設資料等を災害より護り保全した者。

（エ）公害防止の功労者。

（2）永年勤続した者。

（ア）勤務する事業所の振興に寄与し、産業の振興に功績のあった者。

（イ）誠実に業務に従事し、他の従業員の模範となる者。

（表彰の種類）

第5条 表彰の種類は次のとおりとする。

（1）特別表彰

（2）永年勤続表彰

（ア）10年表彰（勤続10年以上20年未満の者）＜会頭表彰＞

（イ）20年表彰（勤続20年以上30年未満の者）＜会頭表彰＞

（ウ）30年表彰（勤続30年以上40年未満の者）＜市長・会頭の連名表彰＞

（エ）40年表彰（勤続40年以上50年未満の者）＜市長・会頭の連名表彰＞

（オ）50年表彰（勤続50年以上60年未満の者）＜市長・会頭の連名表彰＞

（カ）60年表彰（勤続60年以上の者）＜市長・会頭の連名表彰＞

ただし、永年勤続表彰については、各段階において重複しない。なお、30年以上の表彰については、日本商工会議所会頭表彰の推薦をすることができる。

（表彰費用の負担）

第7条 会員事業所の表彰費用の負担はなしとする。

（表彰算定基準日）

第8条 勤続年数の計算は表彰年度の9月30日現在を以て算定する。